

# 平成23年度版 <不妊に悩む方への豊田市特定治療支援事業 所得額計算表>



夫と妻の平成22年所得（平成23年4月5月の申請については平成21年の所得）の合計額が730万円未満であることが対象となります。詳しくは下記の「所得額計算表」をご覧ください。この表は提出していただく必要はありません。

## 所得額計算表

（児童手当法施行令第2条及び第3条の規定による）

		夫	妻	備 考
A	所得合計金額	円	円	・源泉徴収票の場合 「給与所得控除後の額」欄 ・確定申告書の控えの場合 「所得金額の合計」欄 ・所得証明書の場合 「平成 年分所得金額」欄 の金額を当てはめる
B	社会保険料等相当額	80,000	80,000	
C	雑損控除額			実際に控除された金額
D	医療費控除額			実際に控除された金額
E	小規模企業共済等掛金控除額			実際に控除された金額
F	障害者控除額（該当者 人）			該当者数×27万円
G	特別障害者控除額（該当者 人）			該当者数×40万円
H	勤労学生控除額			該当すれば27万円
I	B+C+D+E+F+G+H			
J	児童手当法施行令による所得額（A-I）	（マイナスの時は0円）	（マイナスの時は0円）	
<b>合計額</b>	Jの合計額が730万未満であれば補助対象			